

平成24年の自治法改正により追加された「その他の活動」に対応する使途範囲の拡大（案）

- 政務活動費の趣旨を踏まえつつ、**会派・議員にとって有用かつ必要な活動を「その他の活動」として整理**
- 使途範囲の拡大を図るには、**条例で定める使途基準（別表）の改正が必要**

1 「その他の活動」として新たに位置づける政務活動

対象となる活動	想定される経費
都政における重要政策の推進に向けた活動	オリンピック・パラリンピックなどの政策推進を図るために、他県議会等を訪問して協力依頼を行う際の交通費や宿泊費など
他都市等との友好・交流活動	国内外の都市等との友好・交流を図るために、他都市を訪問する際の交通費や宿泊費など
要請・陳情活動	中央省庁や国会議員等に対して都政に関する要請・陳情活動を行う際に必要となる資料作成費や交通費、会場・機器等借上代など
個別の住民相談対応	都政に関する個別の住民相談対応を行う際に必要な交通費など ※ 会議形式の住民相談会は「会議費」で対応
行政や地域団体等が主催する行事への参加	都や区市町村等が行う道路の開通式や施設の竣工式、学校の入学式、地域団体等が主催する記念式典等の行事に参加するための交通費など

※ 使途の透明性を高めるため、活動の概要を記した「活動記録簿」を提出・公表

2 条例で定める使途基準（案）

分類	項目	内容
調査・政策立案費	政策推進等活動費	会派又は議員が政務活動のため行う 政策推進に向けた活動、友好・交流活動、要請・陳情活動、住民相談、行事への参加 に要する経費